

答 申 第 3 0 4 号
平成21年10月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年7月23日付け安整第658号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年7月1日付けで異議申立人から提起された、平成20年6月30日付け安整第548号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年6月30日付け安整第548号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 耐震偽装はノウハウではない。勝山小学校は災害時の避難場所であるから、大地震で校舎が倒壊しないだけでなく、校舎が傾くことがないような耐震強度が必要である。耐震強度は建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準の1.25倍であることは平成19年7月20日付けきょなん議会だより80号で明らかとなっているが、建築確認の変更申請時に変更されていることも明らかとなっている。また、校舎の位置も変更となっており、支持杭の位置が変更されていないことから、校舎の北東角部は1m以上位置のズレがあることから、耐震偽装は明らかである。
- (2) 建築士事務所の耐震偽装は設計のノウハウではなく、全部開示するのが公益である。
- (3) H19-更168号関係の構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（以下「構造計算安全証明書」という。）について、用途が小学校である。小学校は避難所でもあることから、室ごとの構造計算がされていなければならない建築物であり、「構造計算の種類」は明らかである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成20年5月29日付けで「安房地域整備センター建築宅地課が平成19年4月24日付第H19-115号で建築確認をした鋸南町立勝山小学校の校舎の構造計算書は、平成19年6月20日より改正された建築基準法の構造上耐震強度の計算ではないのが、（平成19年7月20日付けきょなん議会だより（第80号）（6）頁の記事から明らかであるが）、同センターが開

示請求に対する部分開示決定通知書にて建築確認申請時に添付された書類が平成19年6月8日以降の計算結果の構造計算書であることがわかる一切の書類」の開示を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 行政文書の特定及び本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書としてH19確更建築千葉県第000168号計画変更確認申請書中の構造計算安全証明書及び構造計算書一式を特定し、本件決定を行った。

3 本件決定の取消し及び再決定について

実施機関は、本件決定について、不開示とした部分に開示すべき情報があったことを理由に一部を取り消し、改めて平成20年10月22日付け安整第1101号による行政文書部分開示決定（以下「本件再決定」という。）を行った。

4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性

ア 実施機関が本件再決定において、条例第8条第2号に該当するとして不開示としたボーリング柱状図中の地質調査会社の担当者（主任技師、現場代理人、コア鑑定者及びボーリング責任者）の氏名は、特定の個人を識別することができる情報である。

イ これらの氏名は、当該担当者が、法人の役員であるかは不明であり、法人の社員の氏名は一般に公にされる情報ではないため不開示とした。

(2) 条例第8条第3号該当性

ア 実施機関が本件再決定において、条例第8条第3号に該当するとして不開示とした部分（構造計算書中の地盤調査の調査結果を除く。）は、建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報である。法人である建築士事務所は、その所属する建築士が建築基準法の範囲内で、建築主の需要にこたえ、間取りや外観等について経済性及び安全性等を考慮し、建築士の経験、技量に基づいて設計するものである。これらの情報が明らかになれば建築士事務所所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えらる。

イ 構造計算書を構成する文書である地盤調査の調査結果の一部、地層推定断面図、液状化検討結果及び孔内水平載荷試験整理図は、地質調査会社が建築主の需要にこたえ、ボーリング調査により採取した試料から調査地の土質及び地層の構成を分析し、考察した内容が記載されており、これらの情報は、地質調査会社が調査及び分析をし、報告書を作成する技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

5 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、建築士事務所の耐震偽装は設計のノウハウではなく、全部開示するのが公益であると主張するが、耐震偽装であるか否かはともかく、不開示とした理由は、上記4で説明したとおりである。

(2) 異議申立人は、構造計算安全証明書中の「構造計算の種類」は明らかであると主

張するが、上記4(2)で説明したとおり、条例第8条第3号に該当し、不開示が相当である。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

(1) 本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

(2) 異議申立人は、平成20年7月1日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書等について

(1) 本件請求に係る行政文書は、実施機関が鋸南町長から平成19年11月5日に收受した鋸南町立勝山小学校の校舎等（以下「本件建築物」という。）に係る建築基準法第6条第1項の規定による計画変更確認申請図書一式のうち、構造計算安全証明書の写し及び構造計算書一式（以下「本件文書」という。）である。

(2) 実施機関は、前述の実施機関の説明要旨3のとおり本件決定の一部を取り消し、本件再決定を行っている。

そこで、当審査会では、別表「不開示情報一覧」に掲げる本件再決定において実施機関が不開示とした情報について、条例第8条各号該当性を検討する。

3 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした情報は、ボーリング柱状図中の地質調査会社の担当者（主任技師、現場代理人、コア鑑定者及びボーリング責任者）の氏名（以下「本件担当者氏名等」という。）である。

本件担当者氏名等は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、事業を営む個人の当該事業に関する情報とは認められないため、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

条例第8条第2号本文に該当する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、条例第8条第2号ただし書イの規定により、不開示情報から除かれている。

実施機関は、本件担当者氏名等について、いずれも本件再決定時において法令等の規定により又は慣行として公にされていないと説明する。

実施機関の説明を覆す事情もないため、本件担当者氏名等は、条例第8条第2号ただし書イに該当しないと判断する。

また、本件担当者氏名等は、条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニに該当しない。

4 条例第8条第3号該当性について

実施機関は、本件再決定において不開示とした本件担当者氏名等以外の情報（以下

「本件法人情報」という。)について、条例第8条第3号イに該当すると説明するので、以下、本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について検討する。

(1) 条例第8条第3号イの判断基準

条例第8条第3号イは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

ここでいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、法的保護に値する権利一切、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。

また、条例第8条第3号イの「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ当該法人等又は当該個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は当該個人と県との関係などを十分考慮しなければならない、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

以上のような判断基準により、本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について、以下、具体的に検討する。

(2) 本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について

ア 建築士事務所の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

(ア) 実施機関は、本件法人情報（構造計算書中の基礎・地盤説明書の「調査結果」に記録された情報を除く。）は建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報であり、これらの情報が明らかになれば当該建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えると説明する。

(イ) 実施機関の説明するとおり、本件文書は全般にわたって当該建築士事務所が行った設計に係る情報が記録されており、設計者がその蓄積された建築設計に関する知識、技術、経験等を用いて、建築主の要望やコスト等を踏まえつつ、構造耐力上の安全性等を考慮しながら作成したものであると認められる。

(ウ) しかしながら、本件法人情報のうち、構造計算安全証明書の写し中の「建築物の区分」については、本件建築物が建築基準法上、どのような区分の建築物に該当するかということを示す情報であり、本件建築物の具体的な構造や設計を明らかにするものではなく、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、本件法人情報のうち、構造計算安全証明書の写し中の「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」及び構造計算書中の構造計算概要書に記録された「適用する構造計算の種類」については、建築物の区分を踏まえて選択した建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する構造計算の種類を示す情報であり、建築士が構造計算に使用した具体的なプログラムや構造計算の内容を明らかにするものではなく、公にすることにより、当該建築士事務所の

正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、これらの情報は、条例第8条第3号イに該当しない。

(エ) 実施機関が当該建築士事務所の正当な利益を害するとして不開示としたそのほかの本件法人情報については、公にすることにより、当該建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

イ 地質調査会社の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

(ア) 本件法人情報のうち、構造計算書中の基礎・地盤説明書の「調査結果」の一部である土質試験一覧表及び土性図に記録された情報については、小学校という公共の建物の建築地に係る自然的な事実に関する情報であり、冒頭の説明文も含めて、それ自体から、当該地質調査会社が調査報告書を作成する技術上のノウハウが明らかになるものではなく、公にすることにより、当該地質調査会社の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

(イ) 実施機関が地質調査会社の正当な利益を害するとして不開示としたそのほかの本件法人情報は、当該地質調査会社がボーリング調査により採取した試料を詳細に分析し、その結果を基に独自に考察した具体的な内容であり、当該地質調査会社が建築主の需要にこたえる調査報告書を作成するための技術上のノウハウが明らかになる情報と認められる。

よって、これを公にすることにより、当該地質調査会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

5 条例第10条該当性について

(1) 異議申立人は、建築士事務所の耐震偽装は設計のノウハウではなく、全部開示するのが公益であると主張するので、本件法人情報のうち、上記4で当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあると認められ条例第8条第3号イに該当すると判断した情報（以下「本件建築士事務所に関する情報」という。）の条例第10条該当性について検討する。

(2) 条例第10条の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第8条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、当該情報を公にすることに、当該情報を開示しないことにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。

(3) 当審査会で実施機関に確認したところ、本件建築物については、提出された図書を審査した結果、建築基準関係規定に適合しており、異議申立人の主張する耐震偽装は認められないとのことであり、実施機関の説明を覆す事情も認められない。

(4) そうすると、本件建築士事務所に関する情報を公にすることに、当該情報を開示しないことにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認めることはできない。

6 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

7 結論

以上のとおり、実施機関が開示とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報については、条例第8条第3号に該当しないので開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 7. 23	諮問書の受理
20. 9. 5	実施機関の理由説明書の受理
20. 11. 10	異議申立人の意見書の受理
21. 2. 20	審議
21. 3. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 5. 19	審議
21. 6. 23	審議
21. 7. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成21年7月21日現在)